

柏崎市子ども虐待防止・対応マニュアル

Ver. 4

～ 子どもの未来と人権をみんなで守ろう ～



平成30年4月

柏 崎 市
柏 崎 市 教 育 委 員 会
柏崎市要保護児童対策地域協議会

はじめに

子ども虐待は、子どもの人権を著しく侵害し、その心身の健やかな成長や人格の形成に重大な影響を与えるものであり、その発生を予防するとともに、早期に発見、対応することにより、子どもを虐待から守ることは、社会全体の責任です。

近年、全国的に児童虐待相談件数が増加するなか、平成16年の「児童福祉法」及び「児童虐待の防止に関する法律」の改正により、市町村が児童虐待通告受理機関として位置づけられるとともに、児童家庭相談における一義的な対応を担うようになりました。

当市においては、平成11年度に「柏崎市子どもの虐待防止連絡会」を設置し、平成16年の児童福祉法改正による、国の要保護児童対策地域協議会設置・運営指針に基づき、平成20年度に「柏崎市要保護児童対策地域協議会」と改め、子ども虐待の発生予防、早期発見、早期対応において、関係機関が相互に連携・協力しつつ、それぞれが担うべき役割を果たし、一体となって子ども虐待に取り組んでいるところです。

市民および関係機関が虐待の発見から通告まで迷うことなく対応できるよう「柏崎市子ども虐待防止・対応マニュアル」を作成し、子どもの虐待の基礎知識と、市民及び関係機関別の虐待対応・支援フローチャートを記載して、その役割を具体的に明記しました。

すべての子どもたちが、その人権を尊重され、かつ、健やかに成長することができる社会の実現に向け、関係機関の皆様には本マニュアルを広く活用くださいますようお願い申し上げます。

平成30年4月

柏崎市

柏崎市教育委員会

柏崎市要保護児童対策地域協議会

目次

第1章 子ども虐待の基礎知識

1 子ども虐待とは？	3
2 虐待が起きる背景（要因）	4
3 子ども虐待に気づくために	5
(1) 虐待を思わせるサイン	5
(2) 気づき（早期発見）のポイント	5

第2章 子ども虐待の対応

1 市民の方の相談・通告	9
2 関係機関の対応	11
(1) 子ども虐待対応・支援 全体フローチャート	11
(2) 関係機関別子ども虐待対応・支援フローチャート及び役割と対応のポイント	13
«保育園・幼稚園»	13
«小学校・中学校・高等学校・特別支援学校等»	15
«医療機関»	17
«その他関係機関»	19
3 虐待相談・通告後の対応及び支援の流れ	21
(1) 相談・通告の受理	22
(2) 相談・通告者からの聞き取り	22
(3) 初期対応	23
(4) 支援方針会議	24
(5) 進捗管理会議	25
(6) 見守り等の留意点	25
(7) 支援の終結	25
4 柏崎市要保護児童対策地域協議会体制図	26

第3章 資料編

重症度判定表（様式1）	28
虐待状況チェックリスト〈保育園・幼稚園・小学校・中学校・高等学校、その他関係機関用〉（様式2）	29
虐待状況チェックリストの活用方法	31
虐待状況チェックリスト〈医療機関用〉（様式3）	34
虐待相談・通告受付票（様式4）	37
緊急度アセスメントシート（様式5）	38
送致書（様式6）	39
個別ケース検討会議報告書（様式7）	41
柏崎市要保護児童対策地域協議会運営要綱	42